

豊島区認証保育所等保護者補助金の交付に関する条例案

平成 22 年 月 日

条例第 号

(目的)

第 1 条 この条例は、認証保育所、臨時保育所及び家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設(以下「認証保育所等」という。)に在籍する児童(以下「児童」という。)の保護者に対し、当該認証保育所等の利用に係る保育料について補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに認可保育所における保育料の負担との均衡を図り、もって、児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱(平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号)に基づく認証保育所として東京都知事が認証した保育施設をいう。
- (2) 臨時保育所 豊島区臨時保育所事業実施要綱(平成 22 年 3 月 17 日子ども家庭部長決定)に基づく保育施設をいう。
- (3) 家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設 豊島区家庭福祉員制度実施要綱(平成 11 年 6 月 18 日区長決済)に基づく保育施設をいう。
- (4) 認可保育所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項又は第 4 項の規定により設置された保育所をいう。
- (5) 保護者 児童と同一の世帯に属する者で当該児童が在籍する認証保育所等の設置者に対し当該児童に係る保育料を納入する義務を負うものをいう。
- (6) 設置者 認証保育所等を設置する者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この条例による補助(以下「補助」という。)の対象者は、次に掲げる各号の要件のすべてを満たす保護者とする。

- (1) 豊島区内に住所を有すること。
- (2) 設置者との間で当該認証保育所等の利用契約(一時保育の利用に係る契約を除く。以下同じ。)を締結していること。
- (3) 次のいずれかに該当する児童の保護者であること。

東京都認証保育所在籍児童の場合は、**豊島区認証保育所事業補助金交付要綱（平成 17 年 12 月 1 日保育園課長決定）**に基づく運営費の補助対象児童であること。

臨時保育所及び家庭福祉員が受託した子どもを保育する施設との間の利用契約が月 160 時間以上の児童であること。

(4) 就労等により当該児童を保育することができないこと。

(補助の条件)

第 4 条 補助は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合において、第 1 号に規定する在籍月に係る保育料について行うものとする。

(1) 保護者の児童について、認証保育所等に月の初日から末日まで在籍した月(以下「在籍月」という。)があること。

(2) 保護者について、在籍月における各月初日に、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項の登録を受けていること。

(3) 設置者に対し在籍月に係る児童の保育料を納入し、かつ、その確認ができること。

(補助額)

第 5 条 児童一人当たりの補助の月額は、保護者が納入した当該児童の認証保育所等の利用契約に基づく保育料の月額(以下「認証保育所等保育料」という。)から当該児童について認可保育所において保育の実施をしたならば徴収することとなる**豊島区保育の実施及び費用の徴収に関する条例（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 3 号）第 5 条各項及び第 6 条**の規定に基づく保育料の月額(以下「認可保育所保育料」という。)を控除して得た額とする。ただし、当該控除して得た額が **40,000 円**を超えることとなるときは、**40,000 円**とする。

2 前項の場合において、認可保育所保育料の算出に当たっては、**豊島区保育の実施及び費用の徴収に関する条例（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 3 号）第 10 条**に規定する保育料等の減免については、適用しない。

3 第 1 項本文の規定にかかわらず、認可保育所保育料が認証保育所保育料を超えるときは、補助の対象としない。

4 第 1 項の規定により算出した児童一人当たりの補助の月額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書(**第 1 号様式**。以下「申請書」という。)により、当該年度の末日までに区長に申請しなければならない。

- 2 申請書には、当該児童に係る認可保育所保育料の額の算定に当たり必要となる前年分の源泉徴収票等区長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、区の機関の保有する情報により必要な情報を確認することができるときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査に当たり必要と認めるときは、申請者に対し必要な書面の提出を求めることができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査に当たり、設置者に対し申請者に係る認証保育所等保育料の納入の状況を証する書類の提出を求めることにより、認証保育所等保育料の納入についての確認を行う。
- 4 区長は、第1項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金の交付を行う決定(以下「交付決定」という。)にあっては認証保育所等保護者補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の交付を行わない決定にあっては認証保育所等保護者補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求等の手続の委任)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金の請求及び返納に関する手続を区長の指定する者に委任することができる。

(交付請求)

第9条 補助対象者又は前条の規定による委任を受けた者は、認証保育所等保護者補助金請求書(第4号様式)により、区長に対し補助金を請求することができる。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、4月分から6月分までの1期分、7月分から9月分までの2期分、10月分から12月分までの3期分、翌年1月分から3月分までの4期分の4回に分けて交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請が行なわれた時期により、同項に規定する交付の方法によることができないときは、この限りでない。
- 3 補助金の支出は、口座振替の方法により行う。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、認証保育所等保護者補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により、補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第 12 条 区長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、認証保育所等保護者補助金返還命令通知書(第 6 号様式)により通知する。

(報告及び調査)

第 13 条 区長は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助対象者及び設置者に対し報告を求め、及び調査をすることができる。

(振込先口座の変更の届出)

第 14 条 補助対象者は、指定した補助金の振込先口座に変更があるときは、振込先口座変更届(第 7 号様式)により区長に届け出なければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

- (1) この条例の施行について必要な、第 1 号様式から第 7 号様式までの各様式は、規則で定める。

附 則

この条例は、 年 月 1 日から施行する。